

国立研究開発法人科学技術振興機構  
令和 3 年度特定公募型研究開発業務  
（ムーンショット型研究開発）に関する  
報告書に付する文部科学大臣の意見



科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和3年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

文 部 科 学 大 臣

令和3年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構においては、令和2年度に開始された研究開発プロジェクトについて、産業界、研究者、関係府省等で構成する戦略推進会議への進捗報告、プログラムディレクターによるポートフォリオの再編や年次評価・自己評価を行い、研究開発の支援を実施した。加えて、令和3年度補正予算による追加造成に基づき、研究開発プロジェクトの追加公募を開始した。
2. 新たなムーンショット目標を検討するための調査研究であるミレニア・プログラムを実施し、検討された目標案候補を総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）有識者議員懇談会に提示した。それを受けてCSTI本会議により審議・決定した新たなムーンショット目標に対しプログラムディレクターを任命するとともに、プロジェクトマネージャーの公募・採択を実施した。
3. 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。